

「第5次北九州市男女共同参画基本計画」策定に向けた見直しの考え方、計画の柱と施策の方向

第4次計画 ～女性がいきいきと活躍できるまちを目指して～		見直しの考え方
柱	施策の方向	
IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現	1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・法律及び条例で定義されている「男女共同参画社会」の大前提となる「<u>男女平等意識の形成</u>」の柱を「<u>Iに設定</u>」 ・「<u>男女共同参画</u>」から「<u>ジェンダー平等</u>」に置き換え ・「防災における男女共同参画」を国計画と同じ「<u>安心して健康に暮らせる社会の実現</u>」に移管
	2 男性にとっての男女共同参画の推進	
	3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	
	4 防災における男女共同参画の推進	
I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大	1 企業、地域等の方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業」と「地域」を分けて記述 ・「政治分野における男女共同参画推進法」の改正を受け、「<u>政治分野への女性の参画拡大</u>」を新たに施策の方向に追加
	2 市の方針決定過程への女性の参画拡大	
II 女性が活躍しやすい経済社会の実現 【女性活躍推進計画】	1 女性の就業・起業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性がずっと職業を持っている方が良い」との意見が増加（過半数超え）したことをふまえ、「<u>就業・起業</u>」「<u>働き続ける</u>」「<u>再び働く</u>」を個別に施策の方向として記載
	2 企業における女性活躍の推進	
III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 【女性活躍推進計画】	1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現	
	2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実	
V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現	1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援 【DV対策基本計画】	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力」だけではなく、ジェンダー平等の視点にもとづく「<u>あらゆる暴力</u>」に対応するため、柱及び施策の方向の表現を一部変更 ・<u>ヘルスケア</u>にかかる取組を追加 ・「<u>困難女性支援法</u>」の施行を受け、「<u>困難女性支援計画</u>」を施策の方向性の一つに位置付け
	2 ハラスメント及び性犯罪等の防止	
	3 生涯を通じた女性の健康支援	
	4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援	

第5次計画 ～ジェンダー平等を実感できるまちを目指して～	
柱	施策の方向
I <u>ジェンダー平等が浸透した社会の実現</u>	1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進
	2 男性にとってのジェンダー平等の推進
	3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進
II <u>あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大</u>	1 企業における方針決定過程への女性の参画拡大
	2 地域における方針決定過程への女性の参画拡大
	3 市における方針決定過程への女性の参画拡大
	4 <u>【新】政治分野への女性の参画拡大</u>
III <u>女性が多様に活躍できる経済社会の実現</u> 【女性活躍推進計画】	1 女性の就業・起業支援
	2 <u>【拡】女性が働き続けることができる環境づくり支援</u>
	3 <u>【新】女性の再就職支援</u>
IV <u>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</u> 【女性活躍推進計画】	1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現
	2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実
V <u>安心して健康に暮らせる社会の実現</u>	1 <u>【拡】DVの防止及び被害者の支援</u> 【DV対策基本計画】
	2 ハラスメント及び性犯罪等の防止
	3 <u>【新】生涯を通じた女性のヘルスケア支援</u>
	4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援 <u>【新】【困難女性支援計画】</u>
	5 防災における男女共同参画の推進